記載要領等	代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）

《使用目的》

この申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の期限がまだ確定しない間に、特例農地等の譲渡等をした場合において、その譲渡等の日から１年以内に代替農地等の取得等をする見込みにつき、税務署長の承認を受けるときに使用してください。

《提出期限》

この申請書の提出期限は、その譲渡等があった日から１か月以内です。

《記載要領等》

１　この申請書で贈与税についての承認申請をする場合は、本文中の「相続税」の文字を、相続税についての承認申請をする場合は、本文中の「贈与税」の文字を二重線で抹消するとともに、「規定」欄に掲げる税目ごとの規定のうち、承認申請をする規定を選択（「□」欄にレ印を記入）してください。

この場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第 70 条の４第 15 項及び第 16 項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」の規定を、相続税の納税猶予について同法第 70 条の６第 19 項及び第 20 項の承認を併せて受けるときには「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 29 項（代替農地等の取得）」及び「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 33 項（代替農地等の付替え）」の規定を選択（それぞれの「□」欄にレ印を記入）してください。

２　「譲渡等をした特例農地等」の各欄は、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「地目等、面積」欄の地目等は、特例農地等の地目等に応じ、「田」、「畑」、「採草放牧地」又は「準農地」と記載してください。

なお、特例農地等が耕作権である場合には、「（耕作権）」と併記してください。

⑵　「譲渡等の年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載し、譲渡等の態様に応じ、「譲渡」（収用交換等による譲渡の場合には「収用」）、「設定」、「耕作の放棄」又は「消滅」と記載してください。

なお、譲渡等をした特例農地等が贈与税の納税猶予についてのものである場合には、「農業投資価格」欄と「農業投資価格超過額」欄の記載は必要ありません。

３　「取得等をする見込みの農地又は採草放牧地等」の各欄には、この申請書を提出するときにおいて農業の用に供する見込みである代替農地等に関する事項を記載してください。

この場合、次の欄は次により記載してください。

⑴　「取得等予定の年月日」欄は、「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 29 項（代替農地等の取得）」又は「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 29 項（代替農地等の取得）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等の取得予定年月日を、「租税特別措置法施行令第 40 条の６第 32 項（代替農地等の付替え）」又は「租税特別措置法施行令第 40 条の７第 33 項（代替農地等の付替え）」の規定に基づく承認を受ける場合には代替農地等を農業の用に供する予定年月日を記載してください。

⑵　「取得価額の見積額」欄は、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合に、代替農地等の取得価額の見積額を記載してください。

＜代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）　記載要領等＞

⑶　「譲渡等の時における価額」欄は、代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合に、特例農地等の譲渡等をした時における代替農地等の価額を記載してください。

4　次の①又は②に掲げる場合には、この申請書に次の書類を添付して提出してください。

①	三大都市圏の特定市の区域（下表に掲げる区域のことをいいます。）内に所在する特例農地等の収用交換等による譲渡につき、その譲渡があった日から１年以内に農地又は採草放牧地となる見込みのある土地について、代替農地等の取得に関する承認を受ける場合	〈添付書類〉 公共事業施行者の買取り等の年月日及びその買取り等に係る資産の明細を記載した買取り等があったことを証する書類
②	代替農地等の付替えに関する承認を受ける場合	

【三大都市圏の特定市の区域】

1	都の区域（特別区の存する区域に限る。）
2	首都圏整備法第２条第１項に規定する首都圏、近畿圏整備法第２条第１項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法第２条第１項に規定する中部圏内にある地方自治法第 252 条の 19 第１項の市の区域
3	上記２に規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第２条第３項に規定する既成市街地若しくは同条第４項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第２条第３項に規定する既成都市区域若しくは同条第４項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第２条第３項に規定する都市整備区域内にあるものの区域